

地震に対する非常措置について

日ごろは本校の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、京都市において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には、電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難になることが予想されます。学校からは可能な範囲で学校ホームページや保護者連絡ツール『すぐーる』アプリ(登録者)でお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いいたします。

なお、この非常措置は、本校が立地する京都市左京区だけではなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

記

1. 登校時に発生した場合

- 京都市域において震度5弱以上の地震が発生した時は、以下の通り、次の登校日を臨時休業とします。
 - (1) 下校後から午前0時までに発生した場合・・・翌日を臨時休業
 - (2) 午前0時から登校までに発生した場合・・・当日を臨時休業
 - (3) 休業日、休業日前日に発生した場合・・・原則として「休業日明け」(※)の登校日を臨時休業

※ 「休業日明け」の意味

- ・土曜日あるいは日曜日に発生した場合・・・月曜日が臨時休業
- ・祝日に発生した場合・・・翌日が臨時休業
- ・金曜日に発生した場合・・・週明け月曜日が臨時休業

(ただし、安全が確認された場合、臨時休業としないことがあります)

- 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、学校ホームページや保護者連絡ツール『すぐーる』アプリ(登録者)等により、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

(1) 直ちに臨時休業とします。

(2) 下校の安全が確認できるまでは学校で待機をし、安全確認ができ次第、下校します。

また、下校時間を変更することがあります。

※ 帰宅後は、すぐに学校に連絡をしてください。

(白河総合支援学校 電話 075-771-5510)

(3) 不測の事態においては、保護者と連絡が取れるまで学校にとどまります。

学校ホームページや保護者連絡ツール『すぐーる』アプリ（登録者）等で、
「学校での待機」「外部の避難場所への移動」「保護者への引き渡し」等の対応について
連絡します。

3. その他

(1) 保護者連絡ツール『すぐーる』アプリの登録については別途ご連絡させていただきます。